

平成31年2月18日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部

スポーツ振興くじ助成金に係る助成対象者等に関する適用の除外について

このことについて、平成31年2月18日付で、標記助成金に係る助成対象者等に関する適用の除外を下記のとおり行いましたのでお知らせします。

記

処 分 対 象 者 (間接助成事業者)	帝京平成スポーツアカデミー (千葉県)
処 分 の 内 容	助成対象者及び間接助成事業者から除外 (平成31年度から4か年度)
事 由	平成27年度から平成29年度総合型地域スポーツクラブ自立支援事業及びクラブマネジャー設置支援事業において、間接助成事業者である当該団体の不適当な行為が認められたため。